

環境こだわり農産物認証マークの変更について

平成28年4月1日から、環境こだわり農産物認証マークを以下のとおり変更しますので、ご報告いたします。

(1) 認証マークの変更



(変更前)



(変更後)

(2) 変更のポイント

消費者に環境こだわり農産物の特長をご理解いただけるように、「農薬・化学肥料 通常の5割以下」と「びわ湖にやさしい」を強調したデザインとします。

(3) 農業者への周知等

今後、農業農村振興事務所をはじめ、市町やJA、肥料商業組合等を通じて、農業者への周知を図ります。

なお、米のパッケージに印刷して継続的に販売されているなど、直ちに変更ができない場合があるため、当分の間、変更前のデザインも使用できることとします。

(4) その他

①マークのSの部分は、平成13年に公募で決定し、県が商標登録しています。

滋賀県のイニシャル「S」の中に笑顔を配し、農産物・太陽・元気いっぱいの人々をイメージしたものです。なお、今般のマークデザインは、滋賀県環境こだわり農業審議会のご意見を聴き、県が決定したものです。

②環境こだわり農産物認証マークは、年間約240万枚がパッケージ等に表示されて流通しています。